

レンタルショーケース利用規定

契約にあたっての禁止事項

- 18歳未満の方のご契約（保護者の同伴が必要になります。）
- ご契約者の又貸しは禁止しております。
- 公序良俗に反する物・危険物・法に触れる商品・コピー品・盗難品・生き物などの陳列販売。
- 代理人の方の関与（契約後の諸手続き、商品搬入等はすべてオーナー様ご本人に行っていただきます。）

契約時ご準備いただく物

- 公的な身分証明書（免許証・保険証などお名前・住所が確認できる物。）
- ご印鑑
- 売上げ金振込み先の口座番号
- ご利用料金（契約期間分）

利用期間

- お申し込み日から1ヶ月単位。（更新時も同様です。）

延長

- ご契約が切れる日の1週間前までに期間延長手続きをとり、ご利用料金をお支払ください。

解約

- 解約1週間前までにお伝えください。その後契約満了日までに商品の撤去をお願いいたします。
- 契約期間中、利用者の都合により商品を撤去されても利用料金の返金は致しません。
- 定休日と解約日が重なる場合その前日までの契約になります。

商品撤去

- 利用期限が過ぎても商品を引き取りに来られない場合、当店により商品を撤去させていただきます。撤去した商品は当店で1ヶ月保管しますが、ショーケース利用料金と同額を保管料としていただきます。1ヶ月間の保管が過ぎた物に関してオーナー様は一切の請求権がないものとします。

商品のディスプレイ

- ケース内の商品価格はオーナー様に決めていただきます。また商品一点につき、一枚の値札をご用意下さい。ケース番号と税込み価格を必ず記載して下さい。
- 自由に商品の追加、撤去、価格変更などが可能です。(申込書控えをご提示下さい。)
- 電話での在庫確認、価格変更、商品の販売保留等には応じられません。
- 当店の判断でふさわしくないとと思われる物は撤去させていただく場合がございます。
- 利用期間中のケース移動・変更はできません。
- トレーディングカード等の重ね置きはご遠慮ください。但し、同じ商品に関しては例外的に許可させていただく場合もございます。

管理

- ショーケースの鍵の管理は当店の販売員が行います。
- 利用者への鍵の貸出は行いません。
- ショーケースを、破損された場合、修理にかかる費用はオーナー様の負担になります。

売り上げのお支払い

- 毎月末日に売上げ集計を行い、販売手数料・振込み手数料を差し引いた金額を翌月10日に振り込みます。(定休日と重なる場合翌営業日。)
- 現金でのお支払いも出来ます。
- 受け取り希望の方は10日以降、印鑑と申込書控えをご持参の上おこし下さい。

販売・販売手数料

- ショーケースの商品の販売は当店の販売員が行います。
- 売上げ金額の15%(税込)を販売手数料としていただきます。
- 3万円以上(税別)の商品が売れた場合は収入印紙代を別途頂きます。

その他の注意事項について

- 不測のトラブルや地震、天災による損害には当店は一切の責任を負いかねますのでご了承下さい。
- 出品物の管理には万全を尽くしますが、商品の破損・欠品・紛失につきまして当店は一切の責任を負いませんのでご了承下さい。(盗難等、犯罪に巻き込まれた場合には警察に被害届けを出して対応します。その際にはオーナー様にも捜査の為に協力を要請する場合がございますのでご了承下さい。)
- 本サービスは古物営業法の元に行われています。一定金額以上の商品をお預かりの場合、法令により古物台帳に記載させていただきますのでご了承下さい。
- 他の方々のご迷惑となるような行為をされた場合・本規定に違反する行為をされた場合は、ご利用を即日中止させていただきます。その際売り上げ金は、上記規定に基づき清算しますが、ケース利用金は一切返金いたしません。

- ◇ 法人・広告目的での場合は価格・利用規定が一部異なります。直接お問い合わせください。
- ◇ 何らかの理由依り、出品者である借り手(以後甲と云う)が、責任者である貸し手(以後乙と云う)に対して問題(金銭並びに数量管理)について、甲は乙に対して如何なる責任問題をも要求できません。
- ◇ (合意管轄) この規定に基づく諸取引に関して訴訟の必要が生じた場合、甲は乙の店舗所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とすることに合意します。
- ◇ 利用規定・店内レイアウト・営業時間等は変更する場合があります。

レンタルショーケース CUBE STYLE

吉川 武志

03-6277-7385

Mail: nakano@cubestyle.info

URL: <http://www.cubestyle.info>